

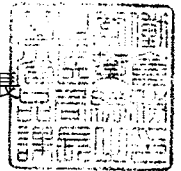
薬食総発第0216004号

薬食安発第0216001号

平成21年2月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



安全対策課長



薬局医薬品製造販売業者の許可・廃止状況調査について（協力依頼）

日頃より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「医薬品機構」という。）においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第15条第1項第1号ハ及び第5号ホ、同法第19条並びに同法第22条に基づき、医薬品副作用被害救済制度及び安全対策の業務に必要な費用に充てるための拠出金の徴収を行っております。これら拠出金については、平成17年4月1日施行の改正薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項に規定する薬局の開設の許可を受けたもの又は受けているとみなされるものであって、同法第12条第1項の許可を受けているもの又は受けているとみなされるもの（以下「薬局医薬品製造販売業者」という。）についても納付義務者となっております。

このため、医薬品機構においては、薬局医薬品製造販売業の許可・廃止状況を把握する必要がありますので、医薬品機構の行う状況調査について、特段のご配慮を賜りますよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。